

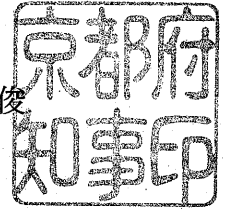
8 環 管 第 142 号

令和 8 年 5 月 20 日

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響
評価方法書について（諮問）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定により、下記の者から一般廃棄物処理施設の設置に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありました。

つきましては、当該方法書の内容について、条例第13条第1項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

記

乙訓環境衛生組合

管理者 中小路 健吾

（諮問理由）

条例第13条第1項において、「知事は、方法書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定める期間内に、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法その他規則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第9条の規定により乙訓環境衛生組合から提出のあった環境影響評価方法書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。